

水質汚濁に係る環境基準の類型見直しについて

1 概要

【環境基準】（環境基本法第16条第1項）

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（行政目標）

（昭和46年環境庁告示第59号別表第2）

水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）		類型	主な利用目的	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数（令和4年4月～）
人の健康の保護に関する基準（全水域一律の基準）	生活環境の保全に関する基準（水域の利用目的等に応じた類型ごとに定められた基準）	A A	自然探勝	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
		A	水道・水産		2mg/L以下			300CFU/100mL以下
B	水道・水産	3mg/L以下	5mg/L以上		1000CFU/100mL以下			
生活環境の保全に関する基準	河川の場合	C	工業用水	6.0以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	2mg/L以上	—
		D	農業用水		8mg/L以下	100mg/L以下		—
		E	環境保全	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	—		
水生生物の保全に係る基準								

【類型指定の事務】（環境基本法第16条第2項）

2以上の都道府県にわたる主な水域は国が、その他の水域は県があてはめる類型を指定

⇒ 県は利根川、常陸利根川、江戸川、旧江戸川、東京湾以外の水域の類型を指定（平成5年政令第371号）

環境基準の告示では、「水域類型は利水の変更や水質の変化等に伴い適宜改訂するもの」とされている。

見直した類型を適用することで各水域の水質を維持

本県では類型指定当初と比べ、多くの水域で水質の状況等について変化が生じているため、見直しが必要。

※令和4年4月から「大腸菌群数」については、「大腸菌数」と項目が見直され、新たな基準値が適用される。

2 類型見直しの基本的な考え方

類型の見直しに当たっては、各水域の利用目的（水道水源、農業用水などの利用）の変化及び水質の改善状況（BOD等の環境基準達成状況）を整理し、関係者の意向を確認した上で、上位類型への見直しについて検討し、以下のとおり行う。

【見直しの進め方】

県指定の
全水域を
対象

- ・対象水域に係る最新情報を収集し、利用目的を確認
- ・直近5～10年分の環境基準達成状況を確認
- ・大腸菌数について、既存の調査結果を確認
- ・流域の将来人口の推計、水質汚濁源の立地等の状況、BODの将来見通し等も整理

- ・上位の類型への見直しを検討
〔関係者の意向を確認〕
- ・審議会諮問答申
- ・パブリックコメント

見直した
類型の指定
（県告示）